

令和元年度第 19 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 2 年 1 月 14 日

担当部・課：建設部 道路第 1 課〔内線 5658〕

建設部 都市計画課〔内線 5622〕

<p>① 件 名</p> <p>道路占用料、公共物使用料、公園占用使用料の改定等について</p>
<p>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p> <p>【背景】 国道における道路占用料は、道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）で規定されており、占用料の額は、算定の基礎となる地価水準（固定資産税評価額）及び地価に対する賃料の水準の変動等を反映した適切なものとするため、適宜見直しを行うものとされている。 道路法施行令の一部を改正する政令が令和元年 9 月 27 日に公布され、国道における占用料の単価が令和 2 年 4 月 1 日から施行される。 また、令和元年 10 月 1 日付けで消費税率が 8% から 10% に改定されることに伴う道路法施行令の一部を改正する政令についても同日付公布され、令和元年 10 月 1 日から施行された。</p> <p>【目的】 本市の道路占用料は、市域内の国道占用料と整合性を図るため、道路法施行令による占用料に準拠して定めていることから、今般、占用料を改定し、併せて、消費税及び地方消費税を加算する規定を定めるもの。 また、公共物使用料及び公園占用使用料についても、道路法施行令による占用料の単価に準拠しているため、同様に改定するもの。</p>
<p>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p> <p>1 道路占用料 【根拠法令】 道路法（昭和 27 年法律第 180 号） 道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号） 道路法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 112 号） 石巻市道路占用料条例（平成 17 年 4 月 1 日条例第 264 号） 消費税法（昭和 63 年 12 月 30 日号外法律第 108 号）</p> <p>2 公共物使用料 【根拠法令】 石巻市公共物管理条例（平成 17 年 4 月 1 日条例第 69 号）</p> <p>3 公園占用使用料 【根拠法令】 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号） 石巻市都市公園条例（平成 17 年 4 月 1 日条例第 262 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
<p>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p> <p>令和元年 9 月 27 日 道路法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 112 号）公布 （令和元年 10 月 1 日施行、令和 2 年 4 月 1 日施行）</p>

⑤ 主な内容																																	
<p>1 道路占用料</p> <p>○石巻市道路占用料条例の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額物件（電柱、ガス管、上下水道管等）の単価の改定 ・定率物件（食事施設、購買施設等）の率の改定 ・消費税及び地方消費税を加算する規定の追加 <p>2 公共物使用料</p> <p>○石巻市公共物管理条例の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額物件（電柱、ガス管、上下水道管等）の単価の改定 <p>3 公園占用使用料</p> <p>○石巻市都市公園条例の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額物件（ガス管、上下水道管等）の単価の改定 <p>※詳細は別添資料のとおり</p>																																	
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）																																	
<p>【影響・効果】 道路占用料、公共物使用料、公園占用使用料について、適正な運用が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 令和2年度歳入増見込額：6, 169千円 (改定に伴う比較表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th colspan="2">R2歳入見込み額（円）</th> <th colspan="2">比較増減</th> </tr> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>金額（円）</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路占用料</td> <td>28,621,000</td> <td>34,485,000</td> <td>5,864,000</td> <td>17.00%</td> </tr> <tr> <td>公共物使用料</td> <td>9,283,000</td> <td>9,584,000</td> <td>301,000</td> <td>3.14%</td> </tr> <tr> <td>公園占用使用料</td> <td>4,855,000</td> <td>4,859,000</td> <td>4,000</td> <td>0.08%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>42,759,000</td> <td>48,928,000</td> <td>6,169,000</td> <td>12.61%</td> </tr> </tbody> </table>					項 目	R2歳入見込み額（円）		比較増減		改定前	改定後	金額（円）	率	道路占用料	28,621,000	34,485,000	5,864,000	17.00%	公共物使用料	9,283,000	9,584,000	301,000	3.14%	公園占用使用料	4,855,000	4,859,000	4,000	0.08%	計	42,759,000	48,928,000	6,169,000	12.61%
項 目	R2歳入見込み額（円）		比較増減																														
	改定前	改定後	金額（円）	率																													
道路占用料	28,621,000	34,485,000	5,864,000	17.00%																													
公共物使用料	9,283,000	9,584,000	301,000	3.14%																													
公園占用使用料	4,855,000	4,859,000	4,000	0.08%																													
計	42,759,000	48,928,000	6,169,000	12.61%																													
⑦ 他の自治体の政策との比較検討																																	
<p>県内の状況（道路占用料改定）</p> <p>令和2年4月1日施行予定：宮城県、多賀城市、大崎市、気仙沼市、登米市、栗原市、東松島市</p> <p>令和3年4月1日施行予定：名取市、角田市</p>																																	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日																																	
<p>令和2年2月 市議会第1回定例会に石巻市道路占用料条例、石巻市公共物管理条例及び石巻市都市公園条例の一部改正について提案（令和2年4月1日施行予定）</p>																																	
⑨ その他																																	

石巻市道路占用料条例 新旧対照表
[令和2年4月1日改正]

改正			
占用物件		単位	占用料
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	420
	第2種電柱		650
	第3種電柱		880
	第1種電話柱		380
	第2種電話柱		610
	第3種電話柱		830
	その他の柱類		38
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	370
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	230
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	760
	郵便差出箱及び信書便差出箱		320
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	960
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	760	
道路法第32条第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	16
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		23
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		34
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		45
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		68
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		91
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		160
	外径が0.7m以上1m未満のもの		230
	外径が1m以上のもの		450
道路法32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			760
道路施設法第32条第1項第5号に掲げる	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		480
	地下に設ける通路		290
その他のもの		760	

現行			
占用物件		単位	占用料
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	350
	第2種電柱		540
	第3種電柱		730
	第1種電話柱		320
	第2種電話柱		500
	第3種電話柱		690
	その他の柱類		32
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	3
	地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	310
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	190
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	630
	郵便差出箱及び信書便差出箱		270
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	960
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	630	
道路法第32条第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	13
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		19
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		28
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		38
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		57
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		76
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		130
	外径が0.7m以上1m未満のもの		190
	外径が1m以上のもの		380
道路法32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			630
道路施設法第32条第1項第5号に掲げる	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		480
	地下に設ける通路		290
その他のもの		630	

石巻市道路占用料条例 新旧対照表
[令和2年4月1日改正]

改正					
占用物件		単位	占用料		
げ第2道 る6条路 施号第 法設に1第 掲項3	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	10		
	その他のもの	占用面積1㎡につき1月	96		
道路法 施行令 第7条 第1号 に掲げ る物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	96	
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	960	
	標識	1本につき1年	610		
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10	
		その他のもの	1本につき1月	96	
	幕(道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	10	
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	96	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960	
		その他のもの		480	
	道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1㎡につき1年	760	
道路法施行令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.033を乗じて得た額		
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき1月	96		
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			76		
道路法 施行令 第7条 第8号 に掲げ る施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額		
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額		
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	
その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額			
る9令 道施 号第 路設 に7法 掲条 施掲 第行	建築物		Aに0.019を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額		
車びげ1令 道場 自る0第 路動 施号7法 車設 に条 施 駐及 掲第 行	建築物	占用面積1㎡につき1年	Aに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額		
る条 道 第 路 急1法 仮1施 設号 行 建に 令 業 掲 第 物 げ7	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額		
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額		
る条 道 施 第 路 設1法 3施 号 行 に 令 設 第 け7	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額		
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		

現行					
占用物件		単位	占用料		
げ第2道 る6条路 施号第 法設に1第 掲項3	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	10		
	その他のもの	占用面積1㎡につき1月	96		
道路法 施行令 第7条 第1号 に掲げ る物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	96	
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	960	
	標識	1本につき1年	500		
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10	
		その他のもの	1本につき1月	96	
	幕(道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	10	
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	96	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960	
		その他のもの		480	
	道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1㎡につき1年	630	
道路法施行令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額		
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき1月	96		
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			63		
道路法 施行令 第7条 第8号 に掲げ る施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額		
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額		
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	
その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額			
る9令 道施 号第 路設 に7法 掲条 施掲 第行	建築物		Aに0.019を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額		
車びげ1令 道場 自る0第 路動 施号7法 車設 に条 施 駐及 掲第 行	建築物	占用面積1㎡につき1年	Aに0.024を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額		
る条 道 第 路 急1法 仮1施 設号 行 建に 令 業 掲 第 物 げ7	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額		
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額		
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.034を乗じて得た額		
る条 道 施 第 路 設1法 3施 号 行 に 令 設 第 け7	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額		
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額		

石巻市道路占用料条例 新旧対照表
[令和2年4月1日改正]

改正

現行

備考

1～11 (略)

12 占用期間が1か月に満たない場合の占用料は、この表に定めるところにより算出した額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額とする。

備考

1～11 (略)

石巻市公共物管理条例 新旧対照表
[令和2年4月1日改正]

改正				
区分	形態又は種類		単位	使用料
使用	柱類	第1種電柱	1本につき1年	420
		第2種電柱		650
		第3種電柱		880
		第1種電話柱		380
		第2種電話柱		610
		第3種電話柱		830
		その他の柱類		38
		共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年
	地下電線その他地下に設ける線類			2
	広告塔		表示面積1㎡につき1年	960
	管類	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	16
		外径が0.07m以上0.1m未満のもの		23
		外径が0.1m以上0.15m未満のもの		34
		外径が0.15m以上0.2m未満のもの		45
		外径が0.2m以上0.3m未満のもの		68
		外径が0.3m以上0.4m未満のもの		91
		外径が0.4m以上0.7m未満のもの		160
		外径が0.7m以上1m未満のもの		230
		外径が1m以上のもの		450
	駐車場、休憩所、遊戯場、露店、商品置場又は材料置場		使用面積1㎡につき1月	64
農地		1㎡につき1年	5	
採草放牧地			3	
その他	工作物を設置する場合		170	
	工作物を設置しない場合		100	
収益	土砂		採取量1㎡につき	150
	砂			170
	切込砂利			180
	砂利(径8cm未満のもの)			200
	栗石(径8cm以上15cm未満のもの)			200
	玉石(径15cm以上60cm未満のもの)			230
	軽石(径60cm以上のもの)			370

現行				
区分	形態又は種類		単位	使用料
使用	柱類	第1種電柱	1本につき1年	350
		第2種電柱		540
		第3種電柱		730
		第1種電話柱		320
		第2種電話柱		500
		第3種電話柱		690
		その他の柱類		32
		共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年
	地下電線その他地下に設ける線類			2
	広告塔		表示面積1㎡につき1年	960
	管類	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	13
		外径が0.07m以上0.1m未満のもの		19
		外径が0.1m以上0.15m未満のもの		28
		外径が0.15m以上0.2m未満のもの		38
		外径が0.2m以上0.3m未満のもの		57
		外径が0.3m以上0.4m未満のもの		76
		外径が0.4m以上0.7m未満のもの		130
		外径が0.7m以上1m未満のもの		190
		外径が1m以上のもの		380
	駐車場、休憩所、遊戯場、露店、商品置場又は材料置場		使用面積1㎡につき1月	64
農地		1㎡につき1年	5	
採草放牧地			3	
その他	工作物を設置する場合		170	
	工作物を設置しない場合		100	
収益	土砂		採取量1㎡につき	150
	砂			170
	切込砂利			180
	砂利(径8cm未満のもの)			200
	栗石(径8cm以上15cm未満のもの)			200
	玉石(径15cm以上60cm未満のもの)			230
	軽石(径60cm以上のもの)			370

石巻市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表
【令和2年4月1日改正】

改 正				現 行			
○石巻市都市公園条例				○石巻市都市公園条例			
別表第2（第10条関係）				別表第2（第10条関係）			
2 都市公園を占有する場合の使用料				2 都市公園を占有する場合の使用料			
	区分	単位	金額		区分	単位	金額
電柱、電話柱その他これらに類するもの	第1種電柱	1本1年につき	1,500円	電柱、電話柱その他これらに類するもの	第1種電柱	1本1年につき	1,500円
	第2種電柱		1,500円		第2種電柱		1,500円
	第3種電柱		1,500円		第3種電柱		1,500円
	第1種電話柱		1,500円		第1種電話柱		1,500円
	第2種電話柱		1,500円		第2種電話柱		1,500円
	第3種電話柱		1,500円		第3種電話柱		1,500円
	その他の柱類		1,500円		その他の柱類		1,500円
電線類その他これらに類するもの	上空に設けるもの	長さ1メートル1年につき	4 円	電線類その他これらに類するもの	上空に設けるもの	長さ1メートル1年につき	3円
	地下に設けるもの		2円		地下に設けるもの		2円
鉄塔		1平方メートル1年につき	880円	鉄塔		1平方メートル1年につき	880円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	16 円	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	13円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23 円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		19円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		34 円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		28円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45 円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		38円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		68 円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		57円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		91 円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		76円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160 円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		130円
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの		230 円		外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの		190円
	外径が1.0メートル以上のもの		450 円		外径が1.0メートル以上のもの		380円
	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設置する仮設工作物				1平方メートル1日につき		10円
標識		1本1年につき	610 円	標識		1本1年につき	500円
工事中板囲、足場、詰所その他これらに類するもの及び竹木、土石その他工事中材料置場		1平方メートル1月につき	96円	工事中板囲、足場、詰所その他これらに類するもの及び竹木、土石その他工事中材料置場		1平方メートル1月につき	96円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年につき	1,500円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年につき	1,500円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1年につき	320 円	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1年につき	270円
その他		市長がその都度定める。		その他		市長がその都度定める。	